

# 木島平村議会のしおり



高社山と水田



村夏祭り花火



カヤの平高原ブナ林



高社山と稲穂

第 18 期  
木島平村議会

# は じ め に

議会は、村民のみなさんから選ばれた議員が、村民を代表し、木島平村をより快適に暮らしやすい村にするために活動しているところです。

しかし、議会のしくみや仕事について、よくわからない、知らないという方も多いと思います。

そこで、議会がどのようなものなのか、この「しおり」を通じて、少しでも興味をもっていただければ幸いです。

令和7年4月

木島平村議会

# 議会とは

## 1 議会

地方公共団体には、その意思を決定する機関として、住民が選んだ議員によって構成される「議会」が置かれています。

道路の整備、飲料水の供給、ごみの処理、子供たちが通う保育園・学校の運営、災害等から私たちを守る消防・防災活動や、健康指導をする保健センターの運営など私たちが毎日生活していくために必要な「村の仕事」はたくさんあります。

これら村の仕事は、村民みんなで考えて自分たちで決めれば良いのですが、現実問題として、あらゆる方面にわたる事柄を村民全員で行っていくことは困難です。

そこで、私たちは選挙によって村民の代表である「議員」を選びます（選挙）。

この選挙によって選ばれた議員が集まり（議会）、村民生活の中でのいろいろな問題や村の課題等について、解決策を考えたり、村の予算や条例（きまり）を決めたりします。

つまり、議会は「私たち村民の一番身近な問題」を「私たちの代わりに審査し、決めるところ」といえます。

## 2 議会と村長

議会は、村政を進めていくうえで大切な事柄を決める「議決機関」です。

一方、実際の村政を進めていくのは村長で、こちらは「執行機関」といいます。

例えば、村長が新しい事業を行いたいということで予算を提案しても、議会の議決がなければ執行することができません。

議会と村長の関係は、よく車の両輪に例えられます。

片方の車輪が動かなくなると、車はうまく前に進むことができなくなります。

両者は互いに独立・対等の立場で議論、協力し合い、よりよい村政の実現に向けて努力することが大切です。



## 3 議員定数

木島平村の議員定数は 10 人です。任期は 4 年間（R5.5.1～R9.4.30）です。

【議員定数の推移】

昭和 30 年（木島平村発足） 23 人

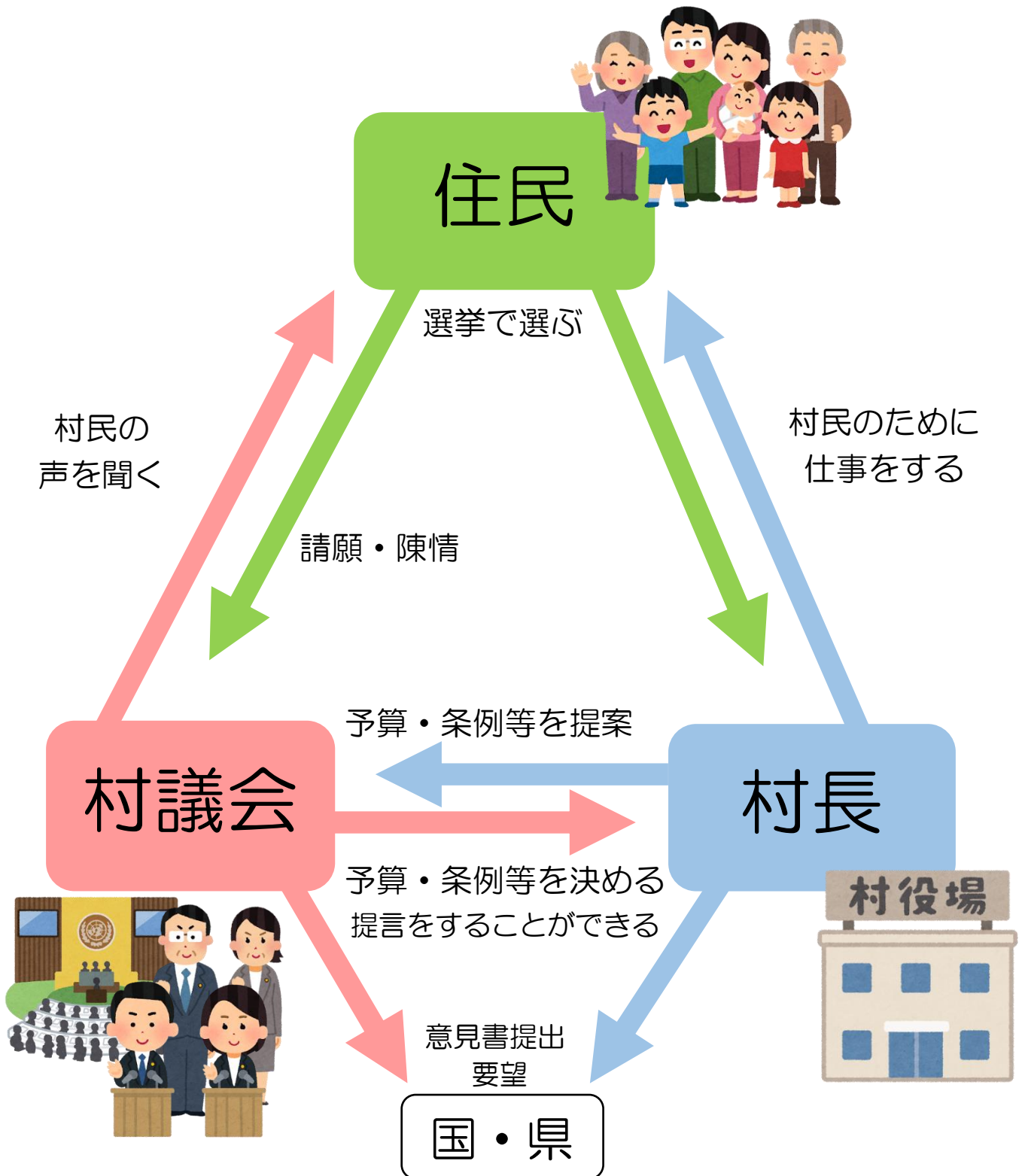
昭和 34 年～ 18 人

昭和 62 年～ 16 人

平成 19 年～ 12 人

平成 27 年～ 10 人 ※第 18 期の在席議員数は 9 人

# 村民と村長及び議会との関係図



# 議会のしくみ

## 1 議会議員

- ア) 議会は、村民の選挙によって選ばれた議員によって構成されています。  
(憲法第 93 条【地方公共団体の機関】)
- イ) 日本国民で 3 か月以上村内に住所のある 18 歳以上の人であれば、だれでも選挙をする権利があります。  
(地方自治法第 18 条【選挙権】)
- ウ) 議会議員の選挙には、満 25 歳以上の村民で選挙権のある人であれば、だれでも立候補することができます。  
(地方自治法第 19 条【被選挙権】)
- エ) 選挙に当選して議員になると、4 年間で議員としての活動期間となります。  
(地方自治法第 93 条【議員の任期】)
- オ) 議会議員になると、国会や県議会の議員を兼ねたり、村の職員等になったりすることはできません。  
(地方自治法第 92 条の 2【議員の兼職の禁止】)
- カ) 議員の定数は、市町村の条例で決められています。  
(地方自治法第 91 条【市町村議会の議員の定数】)

## 2 議長と副議長

- ア) 議長は、議会の活動を主宰し、議会を代表する者で、議会構成上欠くことのできない重要な地位にあります。  
したがって、「会議のときには議場の秩序を保つこと」「議事を順序よく進めること」「議会の事務を処理すること」、また、議会を代表する権限が与えられています。  
(地方自治法第 104 条【議長の権限】)
- イ) 副議長は、議長が事故などで不在のとき、又は欠けたときに議長の代わりに務めます。  
(地方自治法第 106 条【議長の代理】)
- ウ) 議長、副議長は、ともに議員の中から議員による選挙によって選ばれます。  
(地方自治法第 103 条【議長及び副議長】)

# 議会のしごと

議会は、村政を進めていくうえで重要な事柄、つまり「木島平村の意思」を決定するところです。ほかに、議長や副議長の選挙など議会内部の事を決めることがあります。このように議会が意思を決定することを「議決」といいます。

議員が意思を表明する行為を「表決（採決※）」といいますが、表決する方法には、投票、起立、挙手のほかに、簡易表決（議員の「異議なし」という声だけで決める方法）等があります。

※「採決」は表決と同じ意味であり、議長の側からみたときの用語です。

## 1 村議会が議決する主な事項

地方自治法第96条（議決事件）により、議決しなければならないことが決められています。

### ■第96条第1項

- ① 条例を設け又は改廃すること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認定すること。
- ④ 地方税の賦課徴収・分担金・使用料又は手数料の徴収に関する事。
- ⑤ 条例で定める重要な契約を締結すること。
- ⑥ 財産の交換・出資・支払手段として使用し、又は適正な対価でなく譲渡・貸し付けること。
- ⑦ 不動産を信託すること。
- ⑧ 条例で定める重要な財産の取得・処分をすること。
- ⑨ 負担付きの寄附・贈与を受けること。
- ⑩ 権利を放棄すること。
- ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用をさせること。
- ⑫ 村が当事者である審査請求・不服申立て・訴えの提訴・和解・あっせん・調定・仲裁に関する事。
- ⑬ 損害賠償の額を定めること。
- ⑭ 村内の公共的団体等の活動の総合調整に関する事。
- ⑮ その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項。

### ■第96条第2項

上記のほか、条例で定める事項。

## 2 村政のチェック

村の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的に行われているかどうかチェックすることも議会の大切な仕事です。

また、議場で一般質問を行い、政策について建設的立場で論議を行うことも、その方法の一つです。

そのほか、重大な事案があった場合等、村の事務について調査（関係者の出頭や証言・記録の提出の請求等）することができますが、この場合は、重要な事柄なので議決が必要で、議決により特別委員会「百条委員会」を設置して調査します。

（地方自治法第 100 条【調査権】）

## 3 請願・陳情

### ■請願（せいがん）

請願とは、村民のみなさんの要望や希望を国、県及び村に伝える方法の一つで、地方公共団体の議会に対する請願については、地方自治法 124 条に規定があり、請願議員の紹介により請願書を提出しなければならないとされています。

### ■陳情（ちんじょう）

陳情とは、請願とは異なり法の規定はなく、紹介議員なしで、国や地方公共団体の職務について希望を表明する方法の一つです。

本村議会では、持参された陳情については、議会運営委員会に諮り、請願と同様に委員会に付託し、審査を行うこととしています。

### 【請願・陳情の流れ】

- ①一定の要件を備えた請願書・陳情書が提出されると、議長が受理します。
- ②本会議で所管の委員会に付託された後、委員会で審査を行います。
- ③審査結果を本会議で報告し、最終的な結論（採択、不採択）を出します。
- ④請願・陳情者へ結果を通知します。

## 4 意見書・要望書の提出

村民生活に重要な事柄であっても、それが国や県の仕事であって、村だけでは解決できないこともあります。

このようなときには、村議会から関係機関に対して「意見書」や「要望書」を提出して積極的な解決を求めます。（地方自治法第 99 条【意見書提出権】）

# 議会の概略

## 1 議会の開催

地方自治法第 101 条 および 102 条により、次のことが定められています。

- 議会は、村長が招集します。
- 議会には、定例会と臨時会があります。
- 議会は定められた期間に限られており、開会から閉会の期間を「会期」といいます。
- 議会の会期、延長、開会・閉会に関する事柄は、議会が決めます。

### ■定例会と臨時会

定例会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 付議事件の有無を問わず招集される。</li><li>• 条例により年4回（3月・6月・9月・12月）招集される。</li></ul>
臨時会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原則として告示された付議事件以外は取り扱わない。</li><li>• 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、ただちに付議することができる。</li><li>• 議長は、議会運営委員会の議決を経て、村長に対し、会議に臨時会の招集を請求することができる。</li><li>• 議員定数の4分の1以上の者は、村長に招集の請求をすることができる。また、このとき村長が招集しない場合は、議長が臨時会を招集することができる。</li></ul>

## 2 議会における会議

### ■本会議

村長に招集され、議員全員が議場に集まって会議をするのが「本会議」です。

初日の本会議で、議案が上程され、（案件により本会議で審議するものを除き）各委員会で実質的な審査を行います。これを「委員会に付託する」といいます。また、議決は本会議でのみ行います。

### ■委員会

議案に対する最終決定となる「採決」は、本会議で行いますが、「議案や請願・陳情の審査」は、数も多く、内容がいろいろな分野にわたり複雑なため、審査を行うには、議員全員で行うより、いくつかの部門に分けて詳しく審査した方が効果的です。そのため、各部門別に「委員会」を設けています。

委員会には、常時設置されている「常任委員会」と、必要に応じて設置される「特別委員会」の2種類があります。このほか、議会運営に関することを審査する「議会運営委員会」があります。（地方自治法第109条）

委員会では、付託された議案や請願・陳情などを審査し、その結果を、後日（会期最終日）委員長が本会議で報告し、報告に対する質疑・討論を行った後に採決を行います。

また、議案の審査や議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として「全員協議会」（地方自治法第100条第12項）、議会だよりに関することを協議決定する「議会だより編集委員会」などがあります。

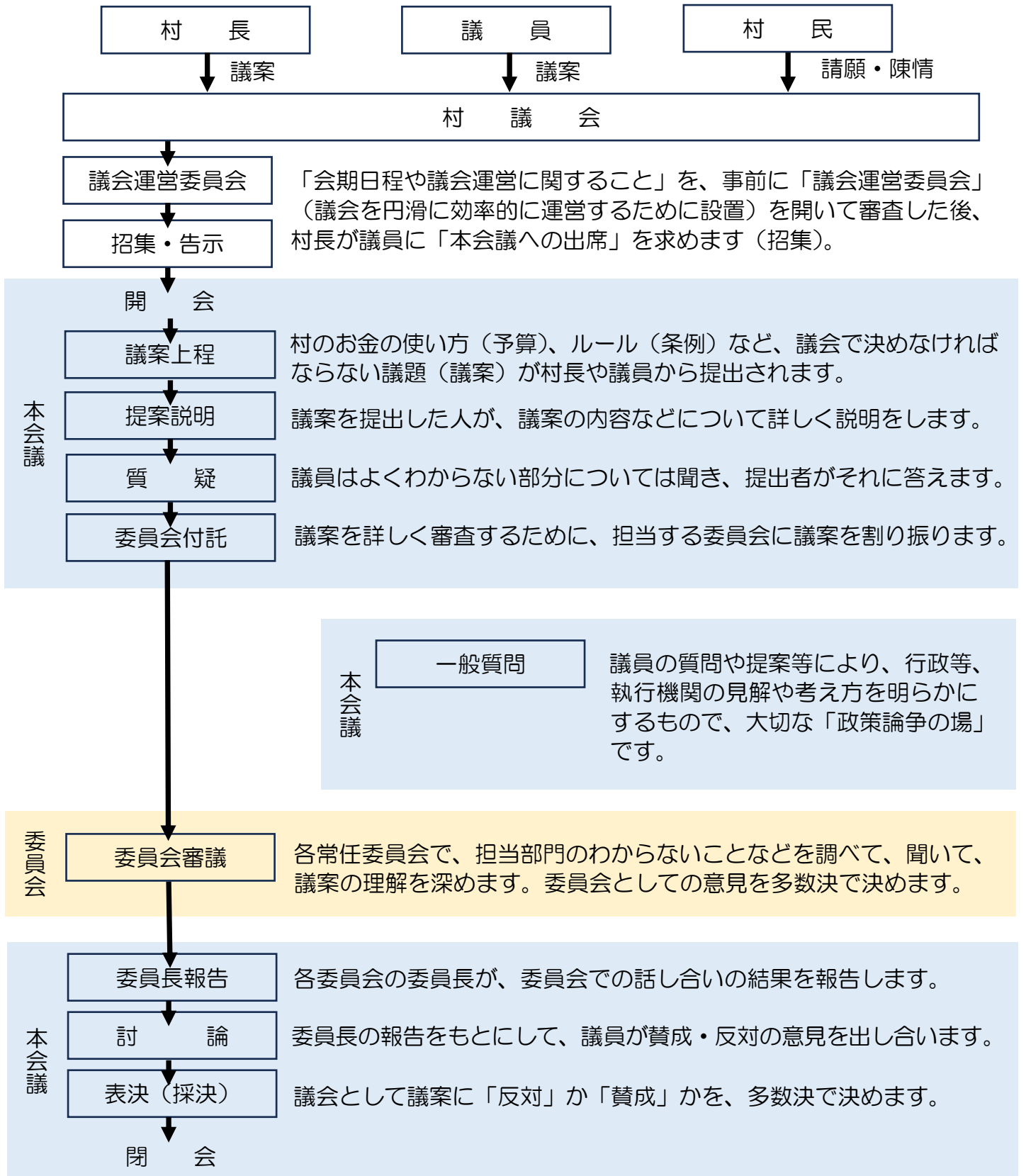
■木島平村議会に置かれている委員会・会議 ※（ ）内の人数は18期の議員数

常 任 委 員 会	総務民生文教委員会（5人） 産業建設常任委員会（4人） 予算決算常任委員会（9人）※全議員
議 会 運 営 委 員 会	議会運営委員会（5人）
特 別 委 員 会	議会改革特別委員会（5人）※R6.12.13 設置
そ の 他 会 議	議会全員協議会、議会だより編集委員会（6人）

■各委員会の所管する事務

総務民生文教 常任委員会	総務課（総務係・政策情報係・税務係） 民生課（生活環境係・健康福祉係） 教育委員会（子育て支援課・生涯学習課）に関すること
産業建設 常任委員会	産業課（商工観光係・農林係） 産業企画室（産業企画係・移住定住推進係） 建設課（農村整備係・国調水道係）に関すること
予算決算常任委員会	全課に係る予算・決算に関すること
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の運営に関すること （会期日程・審議方法や請願等の扱い等議会運営に必要な事項について協議する）</li> <li>・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること</li> <li>・議長の諮問に関すること</li> </ul>
議会改革特別委員会	議会の活性化を図るため、議員のなり手不足解消や議会への関心を高める等の諸課題の調査・検討
議会だより編集委員会	議会だよりの研究・作成・編集・校正

### 3 木島平村議会（定例会）のながれ



## 4 会議の主な原則

議会は、その目的を達成するために、いくつかの規則や慣習に基づいて運営されています。これを会議規則といたします。

主な原則には次のものがあります。

議会公開の原則	特別に秘密会の議決をしない限り、公開しなければならない。 (地方自治法第 115 条【議事の公開原則及び秘密会】)
定足数の原則	定数の半数以上の出席がないと開催できない。 (地方自治法第 113 条【定足数】) ※議員の3分の2 または4分の3以上必要な場合もある。
過半数の原則	議決するには、出席している議員の半数を超える数が必要。 可否同数の場合は、議長が決める。 (地方自治法第 116 条【表決】) ※3分の2、4分の3以上の数が必要な場合もある。
議員平等の原則	議会の構成員である議員は、議員の経験年数等に関係なく、発言権 表決権、選挙権等、議員に認められている権限はすべて平等なもの として取り扱われる。
一事不再議の原則	本会議で「一旦議決した案件」について、その会期中は再び審議・ 審査しない。
会期不継続の原則	その会期に議決にならなかった案件は、次の会期に持ち越せない。 継続するときは、それを議決しなければならない。 (地方自治法第 119 条【会議不継続の原則】)

# みなさんと議会

## 1 議会の傍聴

- 本会議は、公開されており、どなたでも傍聴することができます。  
(地方自治法第115条第1項【議事の公開原則】)  
傍聴は議会の活動にふれることのできる身近な機会です。ご都合のつく時間だけでも構いませんので、ぜひ傍聴してみてください。  
本会議は、次のとおりです。(9ページ参照)
  - ①開会日(行政報告・議案上程・委員会付託など)
  - ②一般質問(各議員の日程と質問項目は、事前に村公式ウェブサイト・ふう太ネットで告知します)
  - ③閉会日(委員長報告・採決・意見書提出など)
- 本会議の傍聴席は、木島平村役場2階の議場後方にあります。議場入口の前で受付をしてお入りください。  
なお、傍聴席はあまり広くないため、団体での傍聴を希望される場合は、事前に議会事務局にお問合せいただきますと幸いです。
- 委員会を傍聴したい場合は、委員長の許可が必要なので、事前にお問い合わせください。
- 傍聴する際は、飲食や拍手、議長に許可のない撮影や録音の禁止など、木島平村議会傍聴の注意事項(以下のリンクを参照)を守っていただきますようお願いいたします。

### 【村議会傍聴について】

<https://www.vill.kijimadaira.lg.jp/articles/2023051700055/>



## 2 議会日程のお知らせ

議会日程の予定は、村公式ウェブサイト、広報きじま平、ふう太ネット(ケーブルテレビ)にてお知らせしています。

なお、正式な日程は、おおむね定例会の1週間前に開く「議会運営委員会」で決定します。正式決定後は、村公式ウェブサイトおよびふう太ネットでご確認ください。

# 木島平村議会議員名簿

第18期議員（任期R5.5.1～R9.4.30）

（令和7年4月時点）

議席番号	氏名	地区	所属委員会等	党派	期数
1	せき 関 たつお 達夫	西 町	議会改革特別委員会（委員長） 議会運営委員会（副委員長） 総務民生文教常任委員会 議会だより編集委員会	無所属	1期目
2	ゆもと 湯本 なおき 直木	大 町	議会選出監査委員 議会改革特別委員会（副委員長） 総務民生文教常任委員会 議会だより編集委員会	無所属	1期目
3	ゆもと 湯本 ゆきひろ 行浩	市之割	産業建設常任委員会 議会だより編集委員会	無所属	1期目
4	やまもと 山本 たかき 隆樹	中 町	産業建設常任委員会（委員長） 予算決算常任委員会（副委員長） 議会運営委員会 議会だより編集委員会（副委員長）	無所属	2期目
5	やまうら 山浦 のぼる 登	中 島	議会運営委員会（委員長） 産業建設常任委員会（副委員長） 議会だより編集委員会	日本共産党	2期目
6	まるやま 丸山 くにひさ 邦久	山 口	総務民生文教常任委員会（副委員長） 議会運営委員会 議会改革特別委員会	無所属	2期目
7	えだ 江田 ひろこ 宏子	北 鴨	総務民生文教常任委員会（委員長） 予算決算常任委員会（委員長） 議会運営委員会 議会改革特別委員会 議会だより編集委員会（委員長）	無所属	6期目
8	やまざき 山崎 えいき 栄喜	稲 荷	副議長 総務民生文教常任委員会 議会改革特別委員会 議会運営委員会（オブザーバー）	無所属	2期目
9	かつやま 勝山 ただし 正	糠 千	議長 産業建設常任委員会 議会運営委員会（オブザーバー）	無所属	3期目

※予算決算常任委員会は全議員が所属しています。



木島平村議会  
令和7年4月発行

（議会事務局）

TEL：0269-82-3111（内線170）

電子メール：gikai@vill.kijimadaira.lg.jp

FAX：0269-82-4121